

人材紹介に関する基本契約書

_____(以下「甲」という。)と株式会社アスタリスク(以下「乙」という。)は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材紹介に関して、以下のとおり基本契約書(以下「本契約書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し(以下「本業務」という。)乙はこれを承諾した。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、求職者(以下「丙」という。)に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

2 甲は、乙に対し、前項の求人依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項の定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 甲は、乙が丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用の可否を決める。この場合、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

(対価の支払い及び時期)

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収(税引前支払予定額をいい、各種手当等も含む月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与の支給月数をいう。)の30%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。

2 乙は、丙の採用日の属する月の末締め、翌月3営業日までに、本条第1項に定める対価及びその消費税相当額を記載した請求書を発行する。甲は、本条第1項に定める対価及びその消費税相当額を、締日の翌月末日までに乙指定の口座に振り込むものとする。

3 乙が紹介した丙が、甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い責務は消滅しないものとする。

4 乙が紹介した丙が、丙の事由により退職に至った場合、採用日から1ヶ月未満の場合は第1項に定める対価の全額を、また3ヶ月未満に限り対価の50%を返却するものとする。ただし、紹介予定派遣等の派遣期間が3ヶ月以上ある場合は、上記対価の返却には該当しないものとする。

5 前項の返還金は、甲が乙に対し丙の退職を通知した日の属する月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振込により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙が紹介した丙について採用を決定した場合には、丙が入社するに当たって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した丙（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」をいう。）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

(人材紹介許可)

第7条 乙は甲に対し、本契約締結日現在において、職業安定法に基づき有料職業紹介事業の許可を取得していること、人材の紹介を行うに際し、必要な同法所定の手続きを全て適法に完了していること、及び厚生労働大臣の許可番号が下記のとおりであることを、表明し、保証する。

厚生労働大臣許可番号 : 13-ユ-302565

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、本契約の契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、甲及び乙は本契約から生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保の用に供し、本契約から生ずる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとする。

- (1) 自己又はその役員若しくは実質的に経営権を有する者（以下、「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属していないこと。
- (2) 反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。
- (3) 自己又はその役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、若しくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。
- (4) 前各号のほか、自己又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと。

2 甲又は乙は、相手方が前各号のいずれか一つでも違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。当該解除により相手方に損害が生じても、解除した当事者はこれを賠償する義務を負わない。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実生じた直接且つ通常の損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(不可抗力)

第11条 いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。）により本契約上の義務（支払期限にある金銭債務は除く。）の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

(契約に定めない事項等の取扱い)

第12条 甲及び乙は、この契約に定めない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この契約書の有効期間は契約締結日より1年とする。(なお、有効期間満了1ヶ月前までに甲乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。)

2 前項の規定にかかわらず、本契約書終了後も第4条4項及び5項、第6条、第10条及び第14条の規定は、なお有効に存続するものとする。

(準拠法・合意管轄裁判所)

第14条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

⑨

乙

東京都多摩市山王下 1-12-16-305

株式会社 アスタリスク

代表取締役 渋谷 厚施